

IV 合併市町村の概要

1-1 宗像市



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	宗像市、宗像郡玄海町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 15 年 4 月 1 日
新市町村の名称	宗像市（むなかたし） ※公募の中から合併協議会小委員会で選定し、合併協議会で決定
事務所の位置	本庁：宗像市東郷 995（旧宗像市役所） 支所：宗像市江口 465（旧玄海町役場）
人口	91,147 人（平成 12 年国勢調査）
面積	111.50 k m ²
市長	原田 慎太郎（前宗像市長）
市議会議長	谷口 晤郎（前宗像市議会議員）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	両市町の所有する財産（公有財産、物品及び債権並びに基金）については、全て新市に帰属させる
議員の取扱い （定数、特例措置等）	22 名（在任特例適用後最初の選挙に限り 24 名） 平成 16 年 10 月 31 日まで在任特例適用（旧宗像市 22 名、旧玄海町 16 名）
農業委員会の取扱い （定数、特例措置等）	公選委員定数は新市において決定 合併後 1 年間は在任特例適用（旧宗像市公選委員 13 名、旧玄海町公選委員 13 名）

<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人市民税 標準税率（合併年度の個人均等割は、現行税率を採用）</p> <p>法人市民税 均等割 標準税率 法人税割 14.7%（合併後3年間は現行税率を採用）</p> <p>固定資産税 標準税率 （固定資産税土地評価方式及び宅地比準の評価割合は、宗像市の例により調整。ただし、合併後、次の評価替えまでは現行のとおり）</p> <p>軽自動車税 標準税率</p> <p>たばこ税 標準税率</p> <p>特別土地保有税免税点 宗像市の例により調整</p> <p>都市計画税 都市計画区域の設定に応じて、宗像市の例により調整</p> <p>入湯税 標準税率</p> <p>前納報奨金 宗像市の例により調整</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>宗像市大字〇〇→宗像市〇〇 玄海町大字〇〇→宗像市〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

1-2 宗像市



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	宗像市、宗像郡大島村
合併の方式	編入合併
合併の期日	平成 17 年 3 月 28 日
事務所の位置	本庁：宗像市東郷一丁目 1-1（宗像市役所） 支所：宗像市大島 1011（旧大島村役場）
人口	92,056 人（平成 12 年国勢調査）
面積	119.64 k m ²
市長	原田 慎太郎
市議会議長	平川 恒男

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	大島村の財産（権利及び義務を含む）及び公の施設は、すべて宗像市に引き継ぐ
議員の取扱い （定数、特例措置等）	22 名 特例の適用なし
農業委員会の取扱い （定数、特例措置等）	公選委員 19 名 大島村の公選委員のうち 1 名は、平成 19 年 3 月 31 日まで在任特例適用（合併前の宗像市公選委員 18 名）

<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人市民税 標準税率(均等割の非課税基準は宗像市の例により調整。ただし、平成17年度分までは現行基準を採用)</p> <p>法人市民税 均等割 標準税率 法人税割 14.7%(平成18年3月31日までは現行税率を採用)</p> <p>固定資産税 標準税率 (固定資産税土地評価方式は、宗像市の例により調整。ただし、21年度の評価替えまでは現行のとおり)</p> <p>軽自動車税 標準税率(納期は宗像市の例による)</p> <p>たばこ税 標準税率</p> <p>特別土地保有税免税点 宗像市の例により調整</p> <p>入湯税 標準税率</p> <p>前納報奨金 宗像市の例により調整</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>宗像市〇〇→現行のとおり</p> <p>大島村→宗像市大島</p>
<p>地域審議会</p>	<p>旧大島村の区域に設置(平成21年3月31日まで)</p>

2 福津市



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	宗像郡福間町、同郡津屋崎町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 17 年 1 月 24 日
新市町村の名称	福津市（ふくつし） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：福津市中央一丁目 1-1（旧福間町役場） 分庁：福津市津屋崎一丁目 7-1（旧津屋崎町役場）
人口	55,778 人（平成 12 年国勢調査）
面積	52.71 k m ²
市長	池浦 順文（前福間町長）
市議会議長	阿部 巖（前津屋崎町議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	両町が所有する財産、公の施設及び債権、債務は全て新市に引き継ぐ
議員の取扱い (定数、特例措置等)	20 名（在任特例適用後最初の選挙に限り 22 名） 平成 19 年 1 月 23 日まで在任特例適用（旧福間町 20 人、旧津屋崎町 16 人）
農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)	公選委員 16 名 合併後 1 年を超えない範囲で在任特例適用（旧福間町公選委員 13 人、旧津屋崎町公選委員 10 人）

<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 標準税率</p> <p>法人市民税 均等割 標準 法人税割 福間町の例による（ただし、旧津屋崎町の区域につき 20 年度まで不均一課税）</p> <p>固定資産税 土地評価方式 福間町の例による 宅地比準評価割合 福間町の例による 雑種地課税 福間町の例による（ただし、旧津屋崎町の区域につき 20 年度まで不均一課税）</p> <p>軽自動車税 納期は福間町の例による</p> <p>入湯税 標準課税（新市の条例制定時に調整）</p> <p>前納報奨金 合併時まで廃止</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>福間町（大字）〇〇→福津市〇〇</p> <p>津屋崎町大字〇〇→福津市〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

3 久留米市



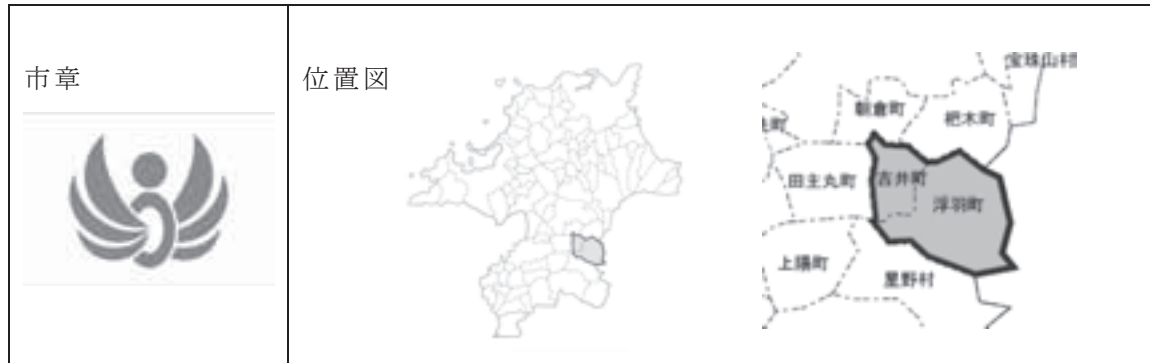
(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潞郡城島町、同郡三潞町
合併の方式	編入合併 実質的な面では「対等な立場の合併」である「編入対等方式」（久留米広域方式）
合併の期日	平成 17 年 2 月 5 日
事務所の位置	本庁：久留米市城南町 15-3（久留米市役所） 総合支所：久留米市田主丸町田主丸 459-11 （旧田主丸町役場） 久留米市北野町中 3298-2 （旧北野町役場） 久留米市城島町楢津 743-2 （旧城島町役場） 久留米市三潞町玉満 2779-1 （旧三潞町役場）
人口	304,884 人（平成 12 年国勢調査）
面積	229.84 k m ²
市長	江藤 守國
市議会議長	川地 東洋男

(2) 合併協定の主な内容

<p>財産の取扱い</p>	<p>田主丸町、北野町、城島町及び三潞町の財産（権利及び義務を含む）は全て久留米市に引き継ぐ</p> <p>基金は、基金設立の経緯等を勘案し、旧町区域に用途を限定した「地域振興基金（仮称）」を旧町ごとに設置</p> <p>田主丸町船越財産区有財産、田主丸町東部財産区有財産及び田主丸町西部財産区有財産は、財産区有財産として久留米市に引き継ぐ</p> <p>ただし、財産区の数については合併協定締結までに調整し、管理運営方式については平成 16 年中に調整</p>
<p>議員の取扱い (定数・特例措置等)</p>	<p>42 名</p> <p>旧町議会議員は平成 19 年 5 月 1 日まで在任特例適用（合併前の久留米市 36 名、旧田主丸町 18 名、旧北野町 14 名、旧城島町 14 名、旧三潞町 14 名）</p>
<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員の定数・選挙区は合併までの間に調整</p> <p>平成 17 年 7 月 20 日までに一農業委員会とする</p> <p>平成 17 年 7 月 19 日まで在任特例適用（合併前の久留米市公選委員 27 名、旧田主丸町公選委員 20 名、旧北野町公選委員 18 名、旧城島町公選委員 19 名、旧三潞町公選委員 17 名）</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 現行のとおり標準課税を採用</p> <p>法人市民税 法人税割 制限税率を採用</p> <p>固定資産税 現行のとおり標準課税を採用</p> <p>軽自動車税 現行のとおり標準課税を採用</p> <p>たばこ税 現行のとおり</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>久留米市〇〇→現行のとおり</p> <p>田主丸町大字〇〇→久留米市田主丸町〇〇</p> <p>北野町大字〇〇→久留米市北野町〇〇</p> <p>城島町大字〇〇→久留米市城島町〇〇</p> <p>三潞町大字〇〇→久留米市三潞町〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三潞町の各区域に設置（平成 27 年 3 月 31 日まで）</p>

4 うきは市



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	浮羽郡吉井町、同郡浮羽町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 17 年 3 月 20 日
新市町村の名称	うきは市（うきはし） ※公募の中から合併協議会で決定
事務所の位置	本庁：うきは市吉井町新治 316（旧吉井町役場） 分庁：うきは市浮羽町浅田 582-1（旧浮羽町役場）
人口	34,045 人（平成 12 年国勢調査）
面積	117.55 k m ²
市長	怡土 康男（前吉井町助役）
市議会議長	中村 勝利（前浮羽町議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	吉井町、浮羽町の財産（公有財産・物品・債権・基金）は全て新市に引き継ぐ
議員の取扱い （定数、特例措置等）	18 名 平成 18 年 4 月 30 日まで在任特例適用（旧吉井町 16 名、旧浮羽町 16 名）
農業委員会の取扱い （定数、特例措置等）	公選委員 18 名 平成 18 年 3 月 10 日まで在任特例適用（旧吉井町公選委員 15 名、旧浮羽町公選委員 14 名）

<p>地方税等の取扱い</p>	<p>集合徴収方式 現行のとおり 個人住民税 現行のとおり 法人市民税 現行のとおり 固定資産税 現行のとおり 軽自動車税 現行のとおり 市たばこ税 現行のとおり 入湯税 現行のとおり</p> <p>固定資産税の減免及び課税免除は、合併時までに調整を図り、不均一課税は旧浮羽町の条例、規則を引き継ぐ 入湯税の課税免除は、合併時までに調整</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>吉井町大字〇〇→うきは市吉井町〇〇 浮羽町大字〇〇→うきは市浮羽町〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>旧吉井町、旧浮羽町の各区域に設置（合併の日から２年間。ただし、延長することができる）</p>

5 柳川市



(1) 合併市町村の概要

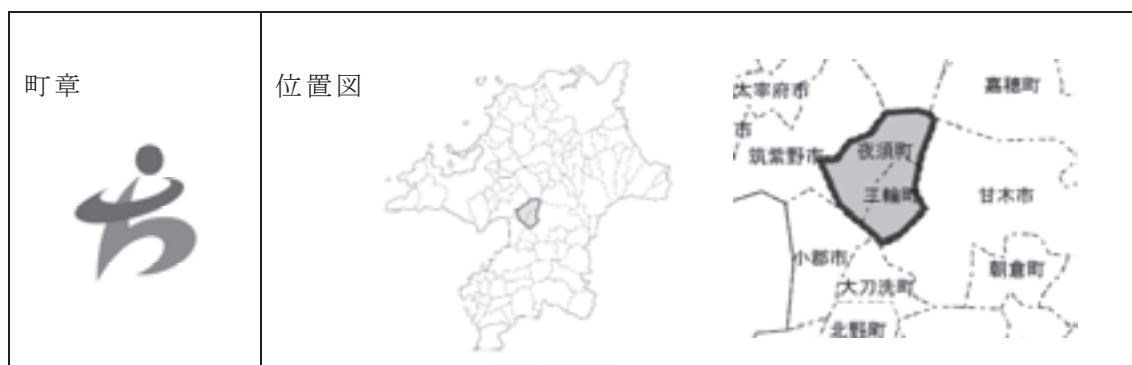
合併関係市町村	柳川市、山門郡大和町、同郡三橋町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 17 年 3 月 21 日
新市町村の名称	柳川市（やながわし） ※住民アンケート・公募の結果を踏まえ、合併協議会で決定
事務所の位置	本庁：柳川市本町 87 番地 1（旧柳川市役所） 分庁：柳川市大和町鷹ノ尾 120（旧大和町役場） 柳川市三橋町正行 431（旧三橋町役場）
人口	77,612 人（平成 12 年国勢調査）
面積	76.90 k m ²
市長	石田 宝蔵（前大和町長）
市議会議長	田中 雅美（前柳川市議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	柳川市、大和町、三橋町の財産（公有財産・出資による権利・基金）及び債務は、全て新市に引き継ぐ
議員の取扱い （定数、特例措置等）	24 名（在任特例適用後最初の選挙に限り 30 名） 平成 18 年 10 月 20 日まで在任特例適用（旧柳川市 21 名、旧大和町 16 名、旧三橋町 16 名）

<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員の定数は新市において調整 合併後 1 年間は在任特例適用 (旧柳川市公選委員 21 名、旧大和町公選委員 17 名、旧三橋町公選委員 16 名)</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 均等割 年額 3,000 円 所得割 現行のとおり 法人住民税 均等割 現行のとおり 法人税割 柳川市の例による 固定資産税 合併年度及びこれに続く 5 年間は現行の税率を採用 特別土地保有税 現行のとおり 軽自動車税 現行のとおり 市町村たばこ税 現行のとおり 入湯税 旧柳川市の例による</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>柳川市大字〇〇→柳川市〇〇 大和町大字〇〇→柳川市大和町〇〇 三橋町大字〇〇→柳川市三橋町〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の各区域に設置 (平成 27 年 3 月 31 日まで)</p>

6 筑前町



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	朝倉郡三輪町、同郡夜須町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 17 年 3 月 22 日
新市町村の名称	筑前町（ちくぜんまち） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：筑前町篠隈 373（旧夜須町役場） 総合支所：筑前町新町 421-5（旧三輪町役場）
人口	28,926 人（平成 12 年国勢調査）
面積	67.18 k m ²
町長	手柴 豊次（前三輪町長）
町議会議長	山本 廣行（前三輪町議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	三輪町、夜須町が所有する財産（負債含む）及び公の施設については、すべて新町に引き継ぐ
議員の取扱い （定数、特例措置等）	16 名（在任特例適用後最初の選挙に限り 18 名） 平成 19 年 1 月 31 日まで在任特例適用（旧三輪町 14 名、旧夜須町 14 名）
農業委員会の取扱い （定数、特例措置等）	公選委員の定数は新町において調整 合併後 1 年間は在任特例適用（旧三輪町公選委員 15 名、旧夜須町公選委員 17 名）

<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 現行のとおり（納期は合併までに調整） 法人住民税 均等割 標準税率 法人税割 13.2%（三輪町に合わせる） 固定資産税 標準税率 固定資産の評価は合併後最初の評価替え（平成 18 年度）までは現行のとおり 軽自動車税 三輪町の例による</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>旧三輪町大字〇〇→筑前町〇〇 旧夜須町大字〇〇→筑前町〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

7 東峰村



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	朝倉郡小石原村、同郡宝珠山村
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 17 年 3 月 27 日
新市町村の名称	東峰村（とうほうむら） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：東峰村大字宝珠山 6425（旧宝珠山村役場） 分庁：東峰村大字小石原 941-9（旧小石原村役場）
人口	2,948 人（平成 12 年国勢調査）
面積	51.93 k m ²
村長	高倉 秀信（前宝珠山村長）
村議会議長	室井 勉（前宝珠山村議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	2 村の所有する財産及び債務は、すべて新村に引き継ぐ
議員の取扱い (定数、特例措置等)	10 名（在任特例適用後最初の選挙に限り定数を 12 名とし、旧小石原村 6 名、旧宝珠山村 6 名の選挙区を設ける） 平成 18 年 4 月 30 日まで在任特例適用（旧小石原村 8 名、旧宝珠山村 10 名）

農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)	公選委員 11 名 平成 17 年 7 月 19 日まで在任特例適用(旧小石原村公選委員 11 名、旧宝珠山村公選委員 12 名)
地方税等の取扱い	軽自動車ナンバープレート亡失弁償金は合併時までに廃止 納税組合及び納税組合報奨金等は、見直しも含め合併後調整 前期報奨金については、合併時までに廃止
町名・字名の取扱い	小石原村大字小石原→東峰村大字小石原 小石原村大字鼓→東峰村大字小石原鼓 宝珠山村大字〇〇→東峰村大字〇〇
地域審議会	設置しない

8 上毛町



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	築上郡新吉富村、同郡大平村
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 17 年 10 月 11 日
新市町村の名称	上毛町（こうげまち） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：上毛町大字垂水 1321-1（旧新吉富村役場） 支所：上毛町大字東下 1512（旧大平村役場）
人口	8,296 人（平成 12 年国勢調査）
面積	62.4 k m ²
町長	鶴田 忠良（前新吉富村長）
町議会議長	木曾 義信（前大平村議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	2 村の所有財産・公の施設・債務は、全て新町が承継
議員の取扱い （定数、特例措置等）	14 名 平成 19 年 2 月 10 日まで在任特例適用（旧新吉富村 12 名、旧大平村 12 名）
農業委員会の取扱い （定数、特例措置等）	公選委員 14 名 （平成 18 年 7 月 19 日まで在任特例適用（旧新吉富村 公選委員 10 名、旧大平村公選委員 12 名）

地方税等の取扱い	個人住民税 現行のとおり 法人住民税 現行のとおり 固定資産税 現行のとおり 軽自動車税 現行のとおり たばこ税 現行のとおり
町名・字名の取扱い	新吉富村大字〇〇→上毛町大字〇〇（字は削除） 大平村大字〇〇→上毛町大字〇〇
地域審議会	設置しない

9 築上町



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	築上郡椎田町、同郡築城町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 18 年 1 月 10 日
新市町村の名称	築上町（ちくじょうまち） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：築上町大字椎田 891-2（旧椎田町役場） 支所：築上町大字築城 1096（旧築城町役場）
人口	20,837 人（平成 17 年国勢調査）
面積	119.34 k m ²
町長	新川 久三（前椎田町長）
町議会議長	田原 親（前椎田町議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	<p>椎田町及び築城町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐ。</p> <p>葛城財産区、西角田財産区、上城井財産区及び下城井財産区の財産は、すべてそれぞれの財産区の財産として新町に引き継ぐ</p>
議員の取扱い (定数、特例措置等)	<p>24 名</p> <p>平成 19 年 7 月 31 日まで在任特例適用（旧椎田町 16 名、旧築城町 16 名）</p>

農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)	公選委員 18 名 平成 19 年 1 月 9 日まで在任特例適用 (旧椎田町公選委員 15 名、旧築城町公選委員 15 名)
地方税等の取扱い	個人住民税 現行のとおり 法人住民税 現行のとおり 固定資産税 現行のとおり 軽自動車税 現行のとおり たばこ税 現行のとおり
町名・字名の取扱い	椎田町大字〇〇→築上町大字〇〇 築城町大字〇〇→築上町大字〇〇
地域審議会	設置しない

10 宮若市



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	鞍手郡宮田町、同郡若宮町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 18 年 2 月 11 日
新市町村の名称	宮若市（みやわかし） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：宮若市宮田 29-1（旧宮田町役場） 総合支所：宮若市福丸 272-1（旧若宮町役場）
人口	30,630 人（平成 17 年国勢調査）
面積	139.99 k m ²
市長	有吉 哲信（前宮田町教育長）
市議会議長	遠藤 嘉昭（前宮田町議会議員）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	2 町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市へ引き継ぐ 大字宮田財産区、山口財産区及び吉川財産区の財産は、財産区有財産としてそれぞれ新市に引き継ぐ
議員の取扱い (定数、特例措置等)	20 名（合併後最初の選挙に限り 24 名） 特例の適用なし

<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員 22 名 (旧宮田町 8 名、旧若宮町 14 名の選挙区を設置) 平成 18 年 8 月 9 日まで在任特例適用 (旧宮田町公選委員 16 名、旧若宮町公選委員 15 名)</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>1 税率 個人住民税 現行のとおり 法人住民税 現行のとおり 固定資産税 現行のとおり 軽自動車税 若宮町の例による 入湯税 若宮町の例による 2 納期 個人住民税 現行のとおり 固定資産税 現行のとおり 軽自動車税 5 月 31 日</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>宮田町大字〇〇→宮若市〇〇 若宮町大字〇〇→宮若市〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

1 1 福智町



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	田川郡金田町、同郡赤池町、同郡方城町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 18 年 3 月 6 日
新市町村の名称	福智町（ふくちまち） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：福智町金田 937-2（旧金田町役場） 支所：福智町赤池 970-2（旧赤池町役場） 福智町弁城 2237-1（旧方城町役場）
人口	25,543 人（平成 17 年国勢調査）
面積	42.04 k m ²
町長	浦田 弘二（前赤池町長）
町議会議長	小松 春義（前赤池町議会議員）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	<p>3 町の所有する公有財産・物品・基金及び債権・債務については、すべて新町に引き継ぐ</p> <p>合併時に設立が間に合わない旧町名義の地縁団体等の所有に係る財産については、別途協議する</p> <p>特定目的基金のうち、かんがい施設維持管理基金については、従前どおり旧 3 町での分別管理とする</p>
--------	--

議員の取扱い (定数、特例措置等)	20名 平成19年4月30日まで在任特例適用(旧金田町15名、旧赤池町16名、旧方城町15名)
農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)	公選委員14名 合併後1年間は在任特例適用(旧金田町公選委員10名、旧赤池町公選委員10名、旧方城町公選委員12名)
地方税等の取扱い	個人町民税 第4期納期 赤池町、方城町の例により調整 法人町民税 法人割税率 赤池町、方城町の例により調整 固定資産税 第4期納期 方城町の例により調整 入湯税 金田町、方城町の例により調整 その他3町間に相違がない税制 現行のとおり
町名・字名の取扱い	金田町大字〇〇→福智町〇〇 赤池町大字〇〇→福智町〇〇 方城町大字〇〇→福智町〇〇
地域審議会	設置しない

12 朝倉市



(1) 合併市町村の概要

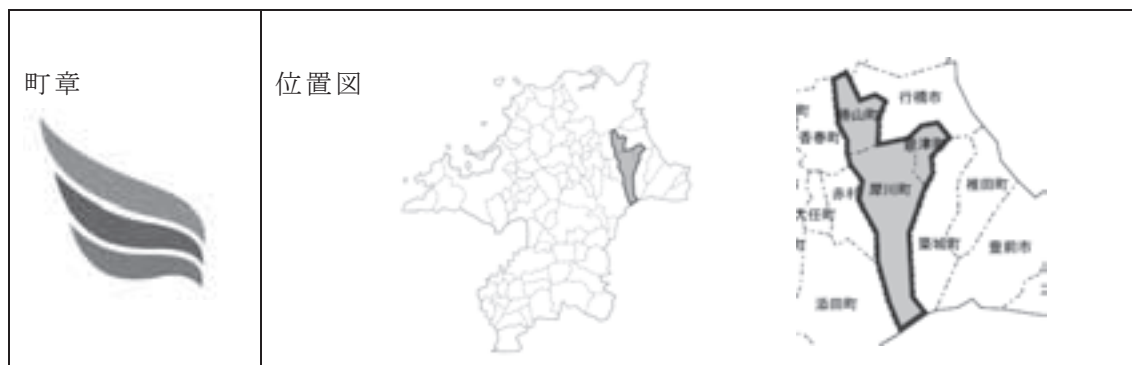
合併関係市町村	甘木市、朝倉郡杷木町、同郡朝倉町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 18 年 3 月 20 日
新市町村の名称	朝倉市（あさくらし） ※公募及び旧「甘木・朝倉市町村合併協議会」小委員会委員の投票による上位候補の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：朝倉市菩提寺 412-2（旧甘木市役所） 分庁：朝倉市宮野 2046-1（旧朝倉町役場） 支所：朝倉市杷木池田 483-1（旧杷木町役場）
人口	59,385 人（平成 17 年国勢調査）
面積	246.73 k m ²
市長	塚本 勝人（前甘木市長）
市議会議長	手嶋 榮治（前甘木市議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	3 市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。基金については、設立の経緯等に配慮を行う
議員の取扱い (定数、特例措置等)	22 名 平成 19 年 4 月 30 日まで在任特例適用（旧甘木市 17 名、旧朝倉町 14 名、旧杷木町 10 名）

<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員 30 名 (選挙区の数、区域、各選挙区の定数については、合併時までに調整)</p> <p>平成 18 年 7 月 19 日まで在任特例適用 (旧甘木市公選委員 20 名、旧杷木町公選委員 12 名、旧朝倉町公選委員 12 名)</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 現行のとおり (普通徴収の納期は合併時までに調整)</p> <p>法人住民税 均等割 法人税率 14.7% (甘木市に合わせる)</p> <p>固定資産税 税率 1.55% (甘木市に合わせる) (ただし、合併年度及び続く 3 か年度は旧 2 町の区域は段階的な税率を適用。また、納期及び国際観光ホテルの課税については合併時までに調整。)</p> <p>軽自動車税 標準税率 (ナンバープレート亡失弁償金は合併時までに調整)</p> <p>たばこ税 現行のとおり</p> <p>入湯税 標準税率 (日帰りのものの課税及び課税免除については合併時までに調整)</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>甘木市大字〇〇→朝倉市〇〇 杷木町大字〇〇→朝倉市杷木〇〇 朝倉町大字〇〇→朝倉市〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>旧甘木市、旧杷木町、旧朝倉町の各区域に設置 (平成 23 年 3 月 31 日まで)</p>

13 みやこ町



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	京都郡犀川町、同郡勝山町、同郡豊津町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 18 年 3 月 20 日
新市町村の名称	みやこ町（みやこまち） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：みやこ町勝山上田 960 番地（旧勝山町役場） 支所：みやこ町犀川本庄 646 番地（旧犀川町役場） みやこ町豊津 1118 番地（旧豊津町役場）
人口	22,898 人（平成 17 年国勢調査）
面積	151.28 k m ²
町長	白石 春夫（前犀川町長）
町議会議長	村中 政喜（前勝山町議会議長）

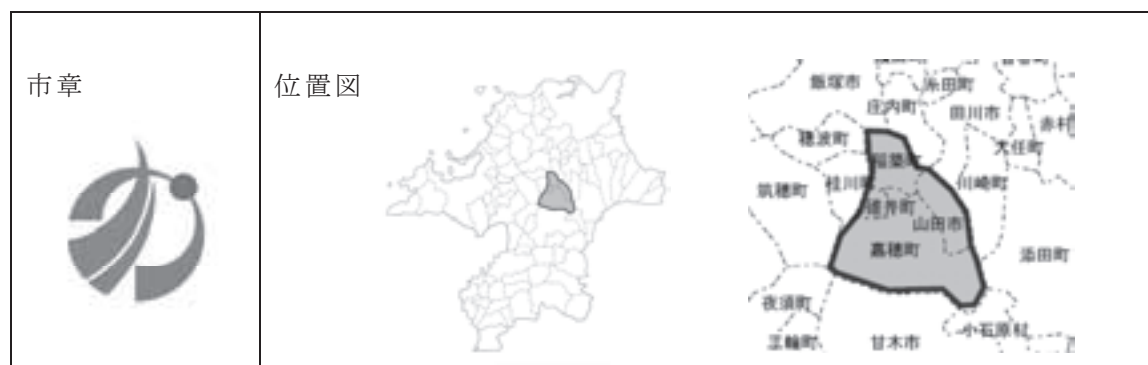
(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	3 町の所有する財産及び債務はすべて新町に引き継ぐ 犀川財産区、城井財産区、伊良原財産区、諫山財産区及び黒田財産区の財産は、全て新町に引き継ぐ
議員の取扱い (定数、特例措置等)	18 名 平成 19 年 4 月 30 日まで在任特例適用（旧犀川町 16 名、旧勝山町 14 名、旧豊津町 16 名）

<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員 18 名 平成 19 年 3 月 19 日まで在任特例適用(旧犀川町公選委員 10 名、旧勝山町公選委員 10 名、旧豊津町公選委員 10 名)</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 標準税率 法人住民税 均等割 標準税率 法人税割 税率 13% (旧勝山・豊津町にあわせる) 固定資産税 標準税率 軽自動車税 標準税率 たばこ税 法定税率 納期等差異のあるもの 合併時まで調整</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>合併時まで調整 (調整の結果) 犀川町大字〇〇→みやこ町犀川〇〇 勝山町大字〇〇→みやこ町勝山〇〇 豊津町大字〇〇→みやこ町〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

	歴史的経緯又は旧来の慣行により、地域又は地縁的団体等において公有財産に関する入会権その他実質的な権利として継承されたもので登記・登録に適さない慣行的権利については、歴史的経緯又は旧来の慣行を継承し、新市に引き継ぐ
議員の取扱い (定数、特例措置等)	34名(在任特例適用後最初の選挙に限り旧飯塚市19名、旧筑穂町3名、旧穂波町7名、旧庄内町3名、旧穎田町2名の選挙区を設ける) 平成20年3月25日まで在任特例適用(旧飯塚市24名、旧筑穂町15名、旧穂波町19名、旧庄内町15名、旧穎田町14名) ※解散請求に基づく住民投票の結果、平成19年2月4日に議会解散
農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)	公選委員30名 【第1選挙区(旧飯塚市、旧庄内町、旧穎田町)15名】 【第2選挙区(旧穂波町、旧筑穂町)15名】 合併後1年間は在任特例適用(旧飯塚市公選委員17名、旧穂波町公選委員15名、旧筑穂町公選委員12名、旧庄内町公選委員12名、旧穎田町公選委員12名)
地方税等の取扱い	個人住民税 現行のとおり 法人市民税 法人税割 資本金1億円以下の法人 12.3% 資本金1億円超の法人 14.7% 固定資産税 現行のとおり 軽自動車税 現行のとおり たばこ税 現行のとおり
町名・字名の取扱い	飯塚市大字〇〇→飯塚市〇〇 筑穂町大字〇〇→飯塚市〇〇 穂波町大字〇〇→飯塚市〇〇 庄内町大字〇〇→飯塚市〇〇 穎田町大字〇〇→飯塚市〇〇 ただし、同じ名称の大字名についてのみ大字名の前に旧町名をつける
地域審議会	設置しない

15 嘉麻市



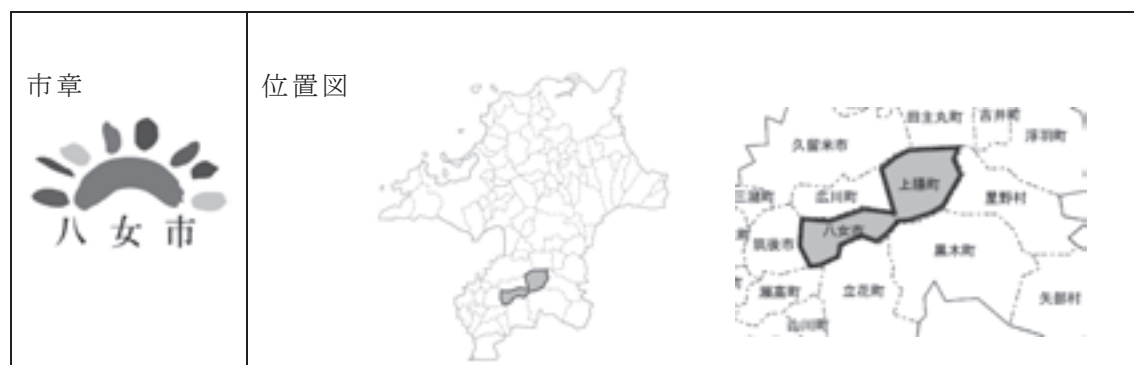
(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 18 年 3 月 27 日
新市町村の名称	嘉麻市（かまし） ※公募の中から合併協議会で投票により決定
事務所の位置	本庁：嘉麻市上臼井 446 番地 1（旧碓井町役場） 分庁：嘉麻市上山田 392（旧山田市役所） 嘉麻市岩崎 1143-3（旧稲築町役場） 嘉麻市大隈町 733（旧嘉穂町役場）
人口	45,929 人（平成 17 年国勢調査）
面積	135.18 k m ²
市長	松岡 賛（前山田市長）
市議会議長	大谷 清人（前嘉穂町議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

<p>財産の取扱い</p>	<p>公有財産・物品・基金及び債権・債務については、すべて新町に引き継ぐ</p> <p>管理基金等同一基金のなかでも分別管理する必要があるものについては、従前のおり分別管理を行う</p> <p>歴史的経緯又は旧来の慣行により、地縁又は地縁的団体等において公有財産に関する入会権その他実質的な権利として継承されたもので登記・登録に適さない慣行的権利については、歴史的経緯又は旧来の慣行を継承し、新市に引き継ぐ</p>
<p>議員の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>26名(在任特例適用後最初の選挙は旧市町を区分とする選挙区を設け、定数は人口割とする)</p> <p>平成19年4月30日まで在任特例適用(旧山田市17名、旧稲築町19名、旧碓井町14名、旧嘉穂町15名)</p>
<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員23名</p> <p>【第1選挙区(旧嘉穂町)13名】</p> <p>【第2選挙区(旧山田市、旧稲築町、旧碓井町)10名】</p> <p>合併後1年間は在任特例適用(旧山田市公選委員10名、旧稲築町公選委員12名、旧碓井町公選委員10名、旧嘉穂町公選委員14名)</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 現行のおり</p> <p>法人市民税 法人税割 12.3%</p> <p>固定資産税 現行のおり</p> <p>軽自動車税 現行のおり</p> <p>たばこ税 現行のおり</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>山田市大字〇〇→嘉麻市〇〇</p> <p>稲築町大字〇〇→嘉麻市〇〇</p> <p>碓井町大字〇〇→嘉麻市〇〇</p> <p>嘉穂町大字〇〇→嘉麻市〇〇</p> <p>ただし、同じ名称の大字名についてのみ大字名の前に旧町名をつける</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

16-1 八女市



(1) 合併市町村の概要

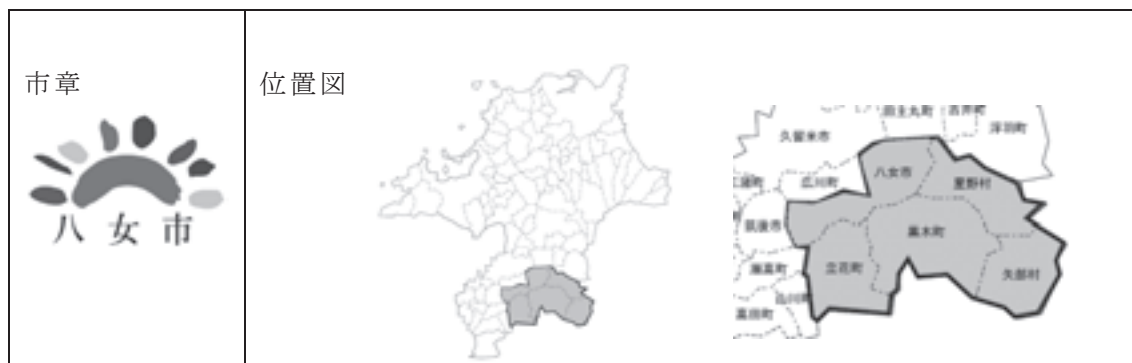
合併関係市町村	八女市、八女郡上陽町
合併の方式	編入合併
合併の期日	平成18年10月1日
事務所の位置	本庁：八女市本町647（八女市役所） 支所：八女市上陽町北川内547-1（旧上陽町役場）
人口	42,816人（平成17年国勢調査）
面積	98.66 k m ²
市長	野田 国義
市議会議長	平井 覚一

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	旧上陽町の財産（公有財産、債権、基金等）及び債務は、全て八女市に引き継ぐ
議員の取扱い （定数、特例措置等）	18名 旧上陽町議会議員は、平成19年5月9日まで在任特例適用（合併前の八女市20名、旧上陽町10名）
農業委員会の取扱い （定数、特例措置等）	公選委員17名以内 旧上陽町の公選委員は、平成20年7月19日まで在任特例適用（合併前の八女市公選委員17名、旧上陽町公選委員10名）

<p>地方税等の取扱い</p>	<p>法人市民税 均等割 標準課税 法人税割 14.7%（八女市に合わせる） （ただし、旧上陽町の区域は、合併年度及びこれに続く5年度間は、現行の税率（12.3%）とする）</p> <p>固定資産税 1.6%（八女市に合わせる） （ただし、旧上陽町の区域は、合併年度及びこれに続く5年度間は、現行の税率（1.4%）とする） （納期は、平成19年度から八女市の制度に統一する）</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>八女市大字〇〇→八女市〇〇 上陽町大字〇〇→八女市上陽町〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

16-2 八女市



(1) 合併市町村の概要

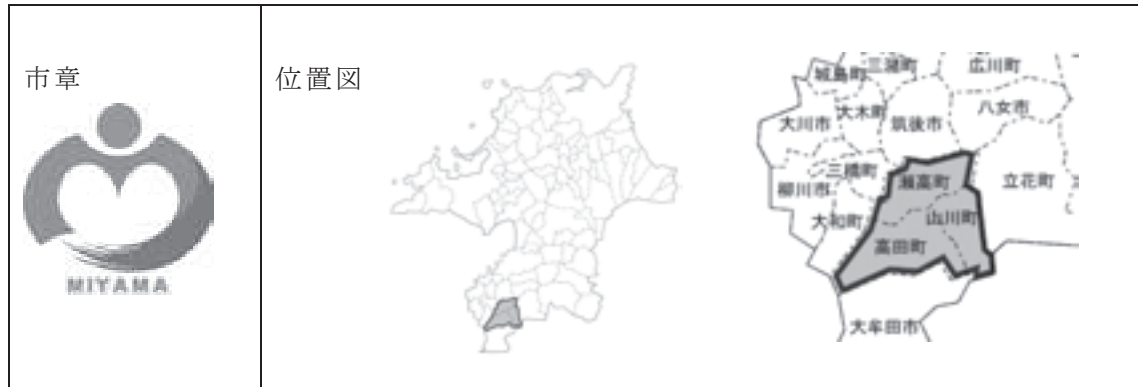
合併関係市町村	八女市、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村、同郡星野村
合併の方式	編入合併
合併の期日	平成 22 年 2 月 1 日
事務所の位置	本庁：八女市本町 647（八女市役所） 支所：八女市黒木町今 1314-1（旧黒木町役場） 八女市立花町原島 95-1（旧立花町役場） 八女市矢部村北矢部 10528（旧矢部村役場） 八女市星野村 13102-1（旧星野村役場） （八女市上陽町北川内 547-1（旧上陽町役場））
人口	73,262 人（平成 17 年国勢調査）
面積	482.53 k m ²
市長	三田村 統之
市議会議長	松延 外喜

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	<p>黒木町、立花町、矢部村及び星野村の財産（土地、建物、債権及び債務等）は、全て八女市に引き継ぐ</p> <p>黒木町黒木財産区有財産、同町豊岡財産区有財産、同町串毛財産区有財産、同町木屋財産区有財産、同町笠原財産区有財産及び同町大淵財産区有財産は、各々の財産区有財産として八女市に引き継ぐ</p>
--------	--

<p>議員の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>30名以内(合併の日までに調整) 合併前の八女市議会議員の残任期間に相当する期間に限り定数特例適用(合併前の八女市18名、旧黒木町6名、旧立花町5名、旧矢部村1名、旧星野村1名)</p>
<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員40名以内(定数、選挙区は合併の日までに調整) 合併前の八女市農業委員会委員の残任期間に限り在任特例適用(合併前の八女市公選委員17名、旧黒木町公選委員11名、旧立花町公選委員8名、旧矢部村公選委員2名、旧星野村公選委員3名)</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>法人市民税 法人税割 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、旧4町村の区域は現行税率(12.3%)とし、平成25年度から八女市の税率(14.7%)に統一する 固定資産税 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、旧4町村の区域は現行税率(1.4%)とし、平成25年度から八女市の税率(1.6%)に統一する その他の地方税 八女市の制度に統一する</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>八女市〇〇→現行のとおり 黒木町大字〇〇→八女市黒木町〇〇 立花町大字〇〇→八女市立花町〇〇 矢部村大字〇〇→八女市矢部村〇〇 星野村〇〇→八女市星野村〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

17 みやま市



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	山門郡瀬高町、同郡山川町、三池郡高田町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 19 年 1 月 29 日
新市町村の名称	みやま市（みやまし） ※公募の中から合併協議会で決定
事務所の位置	本庁：みやま市瀬高町小川 5（旧瀬高町役場） 支所：みやま市山川町立山 1278（旧山川町役場） みやま市高田町濃施 480（旧高田町役場）
人口	43,372 人（平成 17 年国勢調査）
面積	105.12 k m ²
市長	西原 親（会社役員）
市議会議長	牛嶋 利三（前山川町議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	3 町の所有する財産及び債務については、全て新市に引き継ぐ
議員の取扱い (定数、特例措置等)	22 名 平成 19 年 7 月 31 日まで在任特例適用（旧瀬高町 18 名、旧山川町 10 名、旧高田町 16 名）

<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員 23 名 (旧瀬高町 9 名、旧山川町 5 名、旧高田町 9 名の選挙区を設ける)</p> <p>平成 19 年 7 月 19 日まで在任特例適用 (旧瀬高町公選委員 11 名、旧山川町公選委員 10 名、旧高田町公選委員 12 名)</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 現行のとおり</p> <p>法人町民税 現行のとおり</p> <p>固定資産税 現行のとおり</p> <p>軽自動車税 現行のとおり</p> <p>(標識の再交付に係る弁償金は、旧山川町及び旧高田町の例による)</p> <p>たばこ税 現行のとおり</p> <p>特別土地保有税 現行のとおり</p> <p>(免税点は、旧瀬高町及び旧高田町の例による)</p> <p>入湯税 旧瀬高町の例による</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>瀬高町大字〇〇→みやま市瀬高町〇〇</p> <p>山川町大字〇〇→みやま市山川町〇〇</p> <p>高田町大字〇〇→みやま市高田町〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>設置しない</p>

18 糸島市



(1) 合併市町村の概要

合併関係市町村	前原市、糸島郡二丈町、同郡志摩町
合併の方式	新設合併
合併の期日	平成 22 年 1 月 1 日
新市町村の名称	糸島市（いとしまし） ※合併協議会幹事会の提案をもとに合併協議会で決定
事務所の位置	本庁：糸島市前原西一丁目 1 番 1 号（旧前原市役所） 分庁：糸島市二丈深江 1360（旧二丈町役場） 糸島市志摩初 30（旧志摩町役場）
人口	97,974 人（平成 17 年国勢調査）
面積	216.15 k m ²
市長	松本 嶺男（前前原市長）
市議会議長	有田 継雄（前前原市議会議長）

(2) 合併協定の主な内容

財産の取扱い	1 市 2 町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ
議員の取扱い (定数、特例措置等)	24 名（合併後最初の選挙に限り旧前原市 15 名、旧二丈町 4 名、旧志摩町 5 名の選挙区を設ける） 特例の適用なし

<p>農業委員会の取扱い (定数、特例措置等)</p>	<p>公選委員 21 名 (旧前原市 11 名、旧二丈町 4 名、旧志摩町 6 名の選挙区を設ける) 新市設置後 1 箇月間は在任特例適用 (旧前原市 16 名、旧二丈町 13 名、旧志摩町 14 名)</p>
<p>地方税等の取扱い</p>	<p>個人住民税 標準税率 法人住民税 均等割 標準税率 法人税割 税率 14.7% (前原市にあわせる。ただし、合併年度は旧 2 町の区域は 12.3%) 固定資産税 標準税率 (宅地等評価の補正項目・補正率は、1 市 2 町の実状を勘案し段階的調整) 軽自動車税 標準税率 たばこ税 標準税率</p>
<p>町名・字名の取扱い</p>	<p>前原市大字〇〇→糸島市〇〇 二丈町大字〇〇→糸島市二丈〇〇 志摩町大字〇〇→糸島市志摩〇〇</p>
<p>地域審議会</p>	<p>旧前原市、旧二丈町、旧志摩町の各区域に設置 (合併から 5 年以内で市長が定める日まで)</p>